## 令和2年分の所得税確定申告から

## 65 万円の青色申告特別控除

## の適用要件が変わります

平成30年度の税制改正での主な変更点は次のとおりです。

個人の方の所得税について

- ①青色申告特別控除額が変わります。(現行 65 万円⇒改正後 55 万円)
- ②基礎控除額が変わります。 (現行 38 万円⇒ご

(現行 38万円⇒改正後 48万円)

③「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて **e-Taxによる申告(電子申告)**又は**電子帳簿保存**を行うと、**引き続き65万円の青色申告特別 控除(以下、「65万円控除」といいます。)が受けられます**。

※ 以上の改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

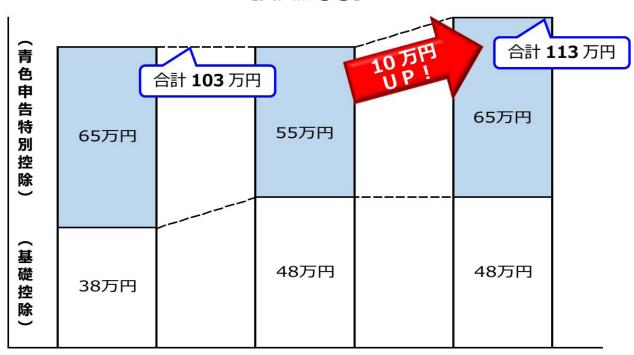
改正前(令和元年分申告まで)					
控除額			要件		
青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法		
65 万円	38 万円	103 万円	(1)正規の簿記の原則で記帳 (複式簿記) (2)貸借対照表と損益計算書 を添付 (3)期限内申告		
10 万円	38 万円	48 万円	簡易な記帳		

	改正後(令和2年分申告以後)					
	控除額			要件		
	青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法		
	65 万円	48 万円	113 万円	【改正前の「65万円控除」の要件】 +		
	731 73	נוכל	7313	e-Tax による 電子申告 又は 電子帳簿保存		
	55 万円	48 万円	103 万円	【改正前の「65万円控除」の要件】		
	10 万円	48 万円	58 万円	【改正前の「10万円控除」の要件】		

【改正前】

【変更点①②】

【変更点③】



○ 10万円の青色申告特別控除を受けるための要件に改正はありませんので、これまでと同様となります。

【お問い合わせ先】

農家経営支援センター 青色申告事務局 0997-24-2828



